

パソコンバンクWeb 21 利用規定

三井住友銀行

パソコンバンクWeb21 利用規定

(2014 年 7 月 14 日 改訂)

パソコンバンクWeb21 利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社三井住友銀行（以下、「当行」といいます）が法人向けインターネットバンキング「三井住友銀行のパソコンバンクWeb21」（以下、「パソコンバンクWeb21」といいます）にて提供するサービス（以下、「本サービス」といいます）の利用に関して定めたものです。

本サービスの申込人（以下、「契約者」といいます）は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用することを承諾して申込みものとし、当行がこれを承認して契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

なお、以下の規定にて記載の本サービスの内容については、契約者の申込内容によっては一部制限される場合があります。

1. 法人向けインターネットバンキング「パソコンバンクWeb21」の内容等

(1) 本サービスの内容

本サービスには、端末（後記 1. (2) に定義します）を用いた契約者からの依頼に基づいて行う以下の各サービスがあります。

- ① 契約者の口座情報の提供（以下、「取引口座照会サービス」といいます）
- ② 振込（納付）依頼明細等の総合受付及びその明細に基づく振込（納付）手続（以下、「データ伝送サービス」といいます）
- ③ 振込振替手続（以下、「振込振替サービス」といいます）
- ④ 契約者、当行預金先、当行の 3 者それぞれが当行所定契約を締結し、当行預金先から契約者あてに自動的に諸料金を支払う手続とこの結果情報の提供（以下、「口座振替サービス」といいます）
（②、③、④をあわせて以下、「資金移動サービス」といいます）
- ⑤ Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービス（以下、「税金・各種料金の払込サービス」といいます）
- ⑥ 振込契約の成立前に、振込先の預金口座について、当行及び他の金融機関にその振込先の預金口座の有無等を確認し、その結果を契約者に回答する手続（以下、「振込先口座確認サービス」といいます）

なお、当行はこれらのサービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

(2) 利用環境

インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末（以下、「端末」といいます）を占有・管理する契約者に限ります。但し、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用ができないことがあります。

(3) 利用可能な取引の範囲

本サービスは、日本国内における取引に関してのみ利用できるものとし、海外からは利用できないものとします。

(4) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間

内とします。但し、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(5) 契約料及び取扱手数料

本サービスの利用にあたっては、当行所定の契約料、取扱手数料、及び各々にかかる消費税が必要となります。この場合、当行は当該契約料・手数料・消費税を、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、契約者が申込書等で指定したE B手数料決済口座（以下、「E B手数料決済口座」といいます）から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は契約者に事前に通知することなく契約料、取扱手数料を変更する場合があります。また、E B手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限るものとします。

2. 本サービスの申込

(1) 申込方法

本サービスの利用にあたっては、「パソコンバンクWeb21 申込書兼手数料引落依頼書」（以下、「申込書」といいます）及び「ValueDoor 申込書兼パソコンバンクWeb21 登録依頼書」（以下、「登録依頼書」といいます）、または、その他当行所定の方法による申込が必要です。当行が申込書を受け付け、契約者に対し所定の手続を行ったときから、契約者と当行との間で本サービスに関する利用契約（以下、「本利用契約」といいます）が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。なお、申込がある場合でも、当行の判断により申込の受付ができない場合があります。本サービスの申込は、法人及び個人事業主の方に限ります。外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に定める非居住者に該当する方は、当行所定の書類を当行宛に提出し当行が承認した場合に限り本サービスの一部のみ利用できるものとします。また、本サービスを利用するにあたっては、インターネットを使った会員制の法人向け窓口「ValueDoor」（以下、「ValueDoor」といいます）を申込み、ValueDoorの管理専用ID、及び本サービスを利用させる利用者毎に利用者IDを取得しておくことが必要です。また、資金移動サービスご利用の場合は、承認用に、別途「ValueDoor 利用規定」に定める電子認証またはICカード認証の利用者IDを取得することが必要です。ValueDoorの利用にあたっては、ValueDoor 利用規定が適用されるものとします。なお、本利用規定に「管理専用ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第7条に定める「管理専用ID（副）」を含むものとします。

(2) ご利用口座、手数料決済口座の届出

契約者は、本サービスで利用する取引口座照会サービスご利用口座、振込（納付）資金払出口座、振込振替サービスご出金口座（以下、「振込振替出金口座」といいます）、口座振替サービスご利用口座（以下これらを、「ご利用口座」といいます）、本サービスの申込代表口座、ValueDoor 申込代表口座（以下これらを、「申込代表口座」といいます）、E B手数料決済口座、振込（納付）手数料払出口座、振込手数料決済口座（以下これらを、「手数料決済口座」といいます）を申込書及び登録依頼書または当行所定の方法（以下、併せて「申込書等」といいます）

す)により当行宛に届け出るものとします。但し、ご利用口座、手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限りです。

また、税金・各種料金の払込資金払出口座(以下、「税・料金支払指定口座」といいます)は、契約者が別途届出することなく、振込(納付)資金払出口座、振込振替サービスご出金口座より契約者が都度指定した口座が適用されるものとします。なお、税金・各種料金の払込手数料は、税金・各種料金の払込資金払出口座より引き落とされるものとします。

(3) 利用サービスの選択

本サービスが提供する内容は、申込書等に沿ったものになります。利用サービスを変更する際には、契約者は当行に対して必要事項を記入した申込書等により届け出るものとします。

(4) 利用者の権限設定

- ① 本利用契約の締結後、本サービスの利用開始にあたっては、契約者は ValueDoor の管理専用 I D (または管理専用 I D (副)) にて当行所定の方法により、本サービスを利用させる利用者 I D 毎に利用権限を設定するものとします。なお、当行所定の一部の利用権限については、管理専用 I D (または管理専用 I D (副)) により利用権限の設定を行うのではなく、申込書または管理専用 I D (または管理専用 I D (副)) にて当行所定の方法により権限設定を認められた利用者 I D により権限設定を行うものとします。
- ② 利用権限の変更についても、前記 2. (4)①に定める利用権限の設定と同様の方法で権限の変更を行うものとします。

3. 本人確認

(1) 本人確認手段

本サービスの利用にあたっては、ValueDoor 利用規定に定める当行所定の ValueDoor 認証のいずれかを本人確認手段として利用するものとします。但し、資金移動サービスでの承認手続の際の本人確認手段は、ValueDoor 認証の電子認証または I C カード認証に限られるものとします。

(2) 本人確認手続

本サービスの利用にあたっては、ValueDoor にログインするものとし、ログインした時点でまず本人確認を行います。本人確認方法は、ValueDoor 利用規定に定める当行所定の本人確認方法が適用されるものとします。

(3) I D、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、I C カード等の管理

- ① I D、パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、I C カードその他の本人確認に必要なものは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、I D、パスワード、電子証明書、秘密鍵は第三者には一切開示しないものとします。
- ② I D、パスワード、電子証明書、秘密鍵、I C カードその他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、契約者は当行宛直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。

4. 提供サービス

(1) 取引口座照会サービス

① 取引口座照会サービスの内容

取引口座照会サービスとは、契約者の占有・管理する端末によ

る依頼に基づき、契約者が申込書等で指定する取引口座照会サービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会、振込入金明細照会、預入明細照会等の各口座情報を提供するサービスをいうものとします。

②照会依頼の方法

契約者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、取引に必要な所定事項を入力することにより取引を依頼するものとします。

③回答後の取消、変更

契約者から照会を受けて当行から回答した内容について、当行が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

④E D I 情報サービス

ア. E D I 情報サービスとは、取引口座照会サービス利用口座について、契約者を受取人とする為替通知（以下、「為替通知」といいます）に、当行所定の形式による 20 桁以内の文字等で表記された支払関連データ（以下、「E D I 情報」といいます）が添付されている場合に、この E D I 情報を前記 4.(1)①に定める取引口座照会サービスを通じて、当行より契約者に通知するサービスをいうものとします。本サービスの利用にあたっては、当行所定の手数料（消費税を含みます）が別途必要となります。

イ. 当行が受領した為替通知に E D I 情報が添付されている場合であっても、為替通知において当行の支店名・預金種目・口座番号、または受取人名等に不備がある場合は、当行より契約者に E D I 情報が通知されないことがあります。

(2) データ伝送サービス

①データ伝送サービスの内容

データ伝送サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼に基づいて行う以下の各サービスをいうものとします。データ伝送サービスの利用にあたっては、当行所定の振込（納付）手数料（消費税を含みます）が必要となります。

ア. 振込依頼明細（給与または賞与の振込を除きます）の総合受付及びその明細に基づく振込手続（以下、「総合振込データ伝送」といいます）を行うサービス

イ. 給与または賞与の振込依頼明細の総合受付及びその明細に基づく振込手続（以下、「給与／賞与振込データ伝送」といいます）を行うサービス

ウ. 個人地方税の納付依頼明細の総合受付及びその明細に基づく納付手続（以下、「個人地方税納付データ伝送」といいます）を行うサービス

なお、総合振込データ伝送、給与／賞与振込データ伝送及び個人地方税納付データ伝送の依頼（以下、「データ伝送依頼」といいます）に関し、1 回の依頼により当行が受付可能な件数については、当行所定の件数を上限とします。

②データ伝送の依頼の方法

契約者はデータ伝送依頼を以下の方法で行うものとします。

ア. データ伝送依頼の作成

契約者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、データ伝送サービスの利用権限がある利用者 I D を有する利用者に対して表示される画面において、データ伝送依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定のデータ伝送受付時限までに本サービス画面上でデータ伝送依頼の確定を行うものとします。

イ. データ伝送依頼の承認

- (ア) 契約者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、管理専用IDにて承認権限を付与された利用者IDを有する利用者（以下、4.(2)において「承認権限者」といいます）に対して表示される画面において、前記4.(2)②ア. にて確定したデータ伝送依頼に誤りがないことを確認し、当行所定のデータ伝送受付時限までに本サービス画面上で承認することによって、データ伝送依頼を承認するものとします。なお、前記4.(2)②ア. に定めるデータ伝送依頼の確定手続を行った利用者と承認権限者が同一、かつ確定手続と承認手続が連続して行われる場合は、当該承認手続に関しては前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続を省略するものとします。
- (イ) データ伝送依頼の承認後、承認結果のメッセージが画面に表示されますので、契約者はその画面により手続が完了したことを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続が完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (ウ) 契約者が当行所定の方法により、利用者ID毎に承認上限金額を定めている場合は、1回あたりのデータ伝送依頼金額が承認上限金額を超えた時、その利用者IDにつきデータ伝送依頼の承認はできないものとします。
- (エ) 後記4.(2)⑤に定める振込（納付）金額の上限を定めている場合、1日の振込（納付）金額が上限を超えた時、データ伝送依頼の承認はできないものとします。

ウ. データ伝送依頼の確認

契約者は、前記4.(2)②イ. に定めるデータ伝送依頼の承認を行った後、データ伝送依頼のデータにかかる振込（納付）の合計件数、合計金額（以下、「合計件数・金額」といいます）その他当行所定の事項の確認のための連絡を以下の方法により行うものとします。但し、本手続の省略を顧客が希望する場合は、当行が別途審査の上認めた契約先（以下、「依頼書省略先」といいます）に限り、当手続は省略されるものとします。

- (ア) 契約者は、当行所定の依頼書（以下、「依頼書」といいます）に所定の事項を記入の上、表記の取扱店または当行所定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信するものとします。契約者は、依頼書を依頼書記載の一連番号順に使用するものとします。
- (イ) 依頼書が汚染等で使用不能となった場合には、依頼書にその旨記載の上表記の取扱店または当行所定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信するものとします。また、契約者が依頼書を紛失した場合は、当行所定の紛失届を提出するものとします。

エ. データ伝送依頼の完了

- (ア) 以下のいずれかの場合に、当行は、正当な契約者からのデータ伝送依頼が完了したものとし、振込（納付）指定日に当行所定の方法により振込手続または個人地方税納付手続を行います。
- a. 前記4.(2)②ウ. に基づいて依頼書がデータ伝送受付時限までに当行に到着し、依頼書記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社名、振込（納付）指定日、合計件数・金額及び申込書に記載された振込（納付）資金払出口座、振込（納付）手数料払出口座（以下これらを、「払出口座」と

います)と表記の会社名が一致した場合

b. 依頼書省略先については、前記4.(2)②イ. に定めるデータ
伝送依頼の承認手続きが完了した場合

(イ) 契約者が、前記4.(2)②イ. に定めるデータ伝送依頼の承認
手続きに関し、2名の承認権限者による承認手続きを必要とする
こと(以下、「ダブル承認」といいます)を希望する場合は、
当行所定の方法によりダブル承認を「要」と設定するものと
します。この場合、1回のデータ伝送金額が、契約者が当行
所定の方法により設定した単独承認上限金額以内の場合を除
き、以下のいずれかの場合に、正当な契約者からのデータ伝
送依頼が完了したものとします。

a. 前記4.(2)②イ. に定めるデータ伝送依頼の承認手続きが2名
の承認権限者により完了した後、前記4.(2)②ウ. に基づい
て依頼書がデータ伝送受付時限までに当行に到着し、依頼書
記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社
名、振込(納付)指定日、合計件数・金額及び申込書に記載
された払出口座と表記の会社名が一致した場合

b. 依頼書省略先については、前記4.(2)②イ. に定めるデータ
伝送依頼の承認手続きが2名の承認権限者により完了した場
合
なお、1回のデータ伝送金額が単独承認上限金額以内の場合は、
前記4.(2)②エ. (イ)が適用されるものとし、1名の承認権限者の
承認手続きをもって正当な契約者からのデータ伝送依頼が完了
したものとします。

(ウ) 前記4.(2)②エ. (イ)または前記4.(2)②エ. (イ)に基づくデータ
伝送依頼の完了後はデータ伝送依頼の取消・変更はできません。

オ. 振込(納付)資金及び振込(納付)手数料等の引落とし

(ア) 当行は、契約者が支払うべき振込(納付)資金及び振込(納
付)手数料(消費税を含みます)を、普通預金規定(総合口
座取引規定を含みます)、当座勘定規定、納税準備預金規定に
かかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手
の提出をうけることなしに、払出口座より引落します。

(イ) 前記4.(2)②オ. (ア)に定める引落としは、データ伝送依頼の確
定後、当行所定の方法により行います。但し、振込(納付)
手数料の支払方法につき、申込書にて「所定の日一括」を
指定している場合の振込(納付)手数料の引落としは、普通預
金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定
にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切
手の提出をうけることなしに、振込(納付)手数料払出口座
から当行所定の日一括して行うものとします。なお、引落
し日に、払出口座からの引落としが複数あり、その引落としの総
額が払出口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座による貸
越を含みます))を利用できる範囲内を含みます)を超えると
きは、そのいずれを引落すかは当行の任意とし、そのいずれ
にも満たない場合は、振込(納付)はいたしません。

(ウ) 前記4.(2)②オ. (ア)に定める引落とし(前記4.(2)②オ. (イ)に定め
る引落としを除きます)ができなかった場合(払出口座の解約、
差押など正当な理由による支払停止等の場合も含みます)、当
該データ伝送依頼は取り消されたものとして取扱います。ま
た、当行は資金の引落としができなかったことを契約者に連絡
することはいたしません。

カ. データ伝送受付時限

当行は契約者に事前に通知することなくデータ伝送受付時限を
変更することがあります。

③組戻し

データ伝送依頼の確定後にデータ伝送依頼の取消・変更が必要な場合、また、契約者がデータ伝送依頼をした口座への入金ができない場合には、当行は契約者から取扱店に当行所定の組戻依頼書の提出を受けた上、組戻手続を行うものとします。この場合、当行所定の組戻手数料（消費税を含みます）が必要となります。

④取引内容の確認

ア. データ伝送サービスによる取引後、契約者は、速やかに預金通帳等への記入、または別途送付する当座勘定ご利用明細等により取引内容と依頼内容とを照合するものとします。万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、契約者は、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。

イ. 取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。

⑤振込（納付）金額の上限

1日の振込（納付）金額の上限は、当行が別途審査の上定めた金額とします。

⑥振込人はっきりサービス

ア. 契約者が申込書等において「振込人はっきりサービス」の利用を申込んだ場合、当行は契約者が当行所定の方法により振込データに付加した補足情報を、当行所定の方法により振込依頼人名に付加して振込手続を行うものとします。なお、振込人はっきりサービスの利用に関して万一紛議が生じても、当行は責任を負いません。

イ. 契約者が振込人はっきりサービスの利用を申込んだ場合には、契約者はE D I 情報サービスに関するE D I 情報の送信はできません。

(3)振込振替サービス

①振込振替サービスの内容

ア. 振込振替サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼に基づき、契約者の指定した日（以下、「振込振替指定日」といいます）に、振込振替出金口座から契約者が指定した口座（以下、「支払指定口座」といいます）より契約者の指定する金額を引落しの上、契約者の指定する当行の国内本支店、または当行の承認する金融機関の国内本支店の預金口座（以下、「入金指定口座」といいます）への振込または振替を行うサービスをいうものとします。振込振替サービスの利用にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税を含みます）が必要となります。なお、この振込振替指定日は、依頼日当日またはその翌営業日から当行所定の期間内の営業日に限るものとします。但し、当行はこの期間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

イ. 振込と振替の区別

振込と振替の区別は以下に定めるところとします。

(ア) 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義であり、かつ契約者が「振替」を指定した場合には、「振替」として取扱います。契約者が「振替」を指定せずして「振込」扱となった場合は、当行所定の振込手数料が必要となります。

(イ) 支払指定口座と入金指定口座とが異なる当行内の本支店にある場合、入金指定口座が当行以外の金融機関の本支店にある場合、同一店内でも支払指定口座と入金指定口座が異なる

名義である場合、または支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義であり、かつ契約者が「振替」を指定しない場合は、「振込」として取扱います。

②振込振替依頼の方法

契約者は振込振替の依頼（以下、「振込振替依頼」といいます）を以下の方法で行うものとします。

ア. 振込振替依頼の作成

契約者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、振込振替サービスの利用権限がある利用者IDを有する利用者に対して表示される画面において、振込振替依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の振込振替受付時限までに本サービス画面上で振込振替依頼の確定を行うものとします。

イ. 振込振替依頼の承認

(ア) 契約者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、管理専用IDにて承認権限を付与された利用者IDを有する利用者（以下、4.(3)において「承認権限者」といいます）に対して表示される画面において、前記4.(3)②ア. にて確定した振込振替依頼に誤りがないことを確認し、当行所定の振込振替受付時限までに本サービス画面上で承認することによって、振込振替依頼を承認するものとします。なお、前記4.(3)②ア. に定める振込振替依頼の確定手続を行った利用者と承認権限者が同一、かつ確定手続と承認手続が連続して行われる場合は、当該承認手続に関しては前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続を省略するものとします。

(イ) 振込振替依頼の承認後、承認結果のメッセージが画面に表示されますので、契約者はその画面により手続が完了したことを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続が完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ウ) 契約者が当行所定の方法により、利用者ID毎に承認上限金額を定めている場合は、1回あたりの振込振替依頼金額が承認上限金額を超えた時、その利用者IDにつき振込振替依頼の承認はできないものとします。

ウ. 振込振替依頼の完了

(ア) 前記4.(3)②イ. に定める振込振替依頼の承認手続が完了した場合、当行は、正当な契約者からの振込振替依頼が完了したものとし、振込振替指定日に当行所定の方法により振込または振替の手続を行います。

(イ) 契約者が、前記4.(3)②イ. に定める振込振替依頼の承認手続に関し、ダブル承認を希望する場合は、当行所定の方法によりダブル承認を「要」と設定するものとします。この場合、1回の振込振替金額が、契約者が当行所定の方法により設定した単独承認上限金額以内の場合を除き、前記4.(3)②イ. に定める振込振替依頼の承認手続が2名の承認権限者により完了した場合に、正当な契約者からの振込振替依頼が完了したものとします。なお、1回の振込振替金額が単独承認上限金額以内の場合は、前記4.(3)②ウ. (ア)が適用されるものとし、1名の承認権限者の承認手続をもって正当な契約者からの振込振替伝送依頼が完了したものとします。

(ウ) 前記4.(3)②ウ. (ア)または前記4.(3)②ウ. (イ)に基づく振込振替依頼の完了後は、振込振替依頼の取消・変更はできません。但し、振込振替指定日を依頼日の翌営業日以降の日とする振

込振替依頼については、振込振替指定日前営業日の当行所定の取扱時間までに限り、契約者は端末を用いて所定の方法により取り消すことができるものとします。なお、当行はこの取扱時限を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

工. 振込振替資金及び振込手数料の引落とし

(ア) 当行は、契約者が支払うべき振込振替資金及び振込手数料（消費税を含みます）を、支払指定口座にかかる各種規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに支払指定口座より引落します。

(イ) 前記4.(3)②工.(ア)に定める引落としは、振込振替指定日に当行所定の方法で行います。但し、振込手数料の支払方法につき、申込書等にて「所定の日に一括」を指定している場合の振込手数料の引落としは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、振込手数料決済口座から当行所定の日に一括して行うものとします。なお、引落日に、支払指定口座からの引落が複数あり、その引落しの総額が支払指定口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座による貸越を含みます）を利用できる範囲内を含みます）を超えるとときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、振込振替はいたしません。

(ウ) 前記4.(3)②工.(ア)に定める引落とし（前記4.(3)②工.(イ)但書きに定める所定の日に一括して振込手数料を引落す場合を除きます）ができなかった場合（支払指定口座の解約、差押など正当な理由による支払指定口座の支払停止等の場合も含みます）は、当該振込振替依頼は取り消されたものとして取扱います。また、当行は資金の引落としができなかったことを契約者に連絡することはいたしません。

オ. 振込振替受付時限

当行は契約者に事前に通知することなく振込振替受付時限を変更することがあります。

③組戻し

振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、当行は契約者から表記の取扱店に当行所定の組戻依頼書の提出を受けた上、組戻手続を行うものとします。この場合当行所定の組戻手数料（消費税を含みます）が必要になります。

④取引内容の確認

ア. 振込振替サービスによる取引後、契約者は、速やかに預金通帳等への記入、または別途送付する当座勘定ご利用明細等により取扱内容と依頼内容とを照合するものとします。万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、契約者は、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。

イ. 取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。

⑤通知預金の解約

契約者が支払指定口座に通知預金を指定し、かつ据置期間内解約を可とした場合、当行は通知預金規定にかかわらず、振込振替サービスによる通知預金の据置期間内の解約を受け付けます。この場合、入金指定口座は当行同一店内の同一名義の口座に限ります。

(4) 口座振替サービス

① 口座振替サービスの内容

口座振替サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼に基づいて行う以下の各サービスをいうものとします。口座振替サービスの利用にあたっては、契約者は当行との間で別途「三井住友銀行パソコンバンクWeb21」による預金口座振替に関する契約書を締結し、本規定に定めのない事項について、当該契約書の各条項に従うものとします。また、口座振替サービスの利用にあたっては、別途定める当行所定の手数料（消費税を含みます）が必要となります。

ア. 口座振替請求

口座振替請求明細の総合受付及びその明細に基づく請求手続（以下、「口座振替請求」といいます）を行うサービス。

なお、口座振替請求に関し、1回の依頼により当行が受付可能な件数については、当行所定の件数を上限とします。

イ. 口座振替結果照会

契約者が申込書等で指定する口座振替サービス利用口座について、口座振替請求による振替結果の口座情報を提供するサービス。

② 口座振替請求の依頼方法

契約者は口座振替請求を以下の方法で行うものとします。

ア. 口座振替請求の作成

契約者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、口座振替請求の利用権限がある利用者IDを有する利用者に対して表示される画面において、口座振替請求に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の口座振替請求の受付時限までに本サービス画面上で口座振替請求の確定を行うものとします。

イ. 口座振替請求の承認

(ア) 契約者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、管理専用IDにて承認権限を付与された利用者IDを有する利用者（以下、4.(4)において「承認権限者」といいます）に対して表示される画面において、前記4.(4)②ア.にて確定した口座振替請求に誤りがないことを確認し、当行所定の口座振替請求受付時限までに本サービス画面上で承認することによって、口座振替請求を承認するものとします。なお4.(4)②ア.に定める口座振替請求の確定手続を行った利用者と承認権限者が同一、かつ確定手続と承認手続が連続して行われる場合は、当該承認手続に関しては前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続を省略するものとします。

(イ) 口座振替請求の承認後、承認結果のメッセージが画面に表示されますので、契約者はその画面により手続が完了したことを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続が完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ウ) 契約者が当行所定の方法により、利用者ID毎に承認上限を定めている場合は、1回あたりの口座振替請求金額が承認上限を超えた時、その利用者IDにつき口座振替請求の承認はできないものとします。

ウ. 口座振替請求の確認

契約者は、前記4.(4)②イ.に定める口座振替請求の承認を行った後、口座振替請求のデータにかかる振替の合計件数、合計金額（以下、「合計件数・金額」といいます）その他当行所定の

事項の確認を行うものとします。

エ. 口座振替請求の完了

(ア) 前記 4. (4)②イ. に定める口座振替請求の承認手続きが完了した場合、当行は、正当な契約者からの口座振替請求が完了したものとし、振替指定日に当行所定の方法により口座振替請求手続きを行います。

(イ) 契約者が、前記 4. (4)②イ. に定める口座振替請求の承認手続きに関し、ダブル承認を希望する場合は、当行所定の方法によりダブル承認を「要」と設定するものとします。この場合、1 回の口座振替請求金額が、契約者が当行所定の方法により設定した単独承認上限金額以内の場合を除き、前記 4. (4)②イ. に定める口座振替請求依頼の承認手続きが 2 名の承認権限者により完了した場合、正当な契約者からの口座振替請求が完了したものとします。

なお、1 回の口座振替請求金額が単独承認上限金額以内の場合は、前記 4. (4)②エ. (ア) が適用されるものとし、1 名の承認権限者の承認手続きをもって正当な契約者からの口座振替請求が完了したものとします。

(ウ) 前記 4. (4)②エ. (ア) または前記 4. (4)②エ. (イ) に基づく口座振替請求の完了後は口座振替請求の取消・変更はできません。

オ. 口座振替手数料等の引落とし

(ア) 当行は、契約者が支払うべき当行所定の口座振替手数料（消費税を含みます）を、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、納税準備預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、契約者が「預金口座振替取扱手数料引落依頼書」にて指定した口座振替手数料決済口座より、当行所定の方法で引落します。

(イ) 前記 4. (4)②オ. (ア) に定める引落としについて、口座振替手数料決済口座からの引落としが複数あり、その引落としの総額が口座振替手数料決済口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座による貸越を含みます）を利用できる範囲内を含みます）を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、口座振替はいたしません。

(ウ) 前記 4. (4)②オ. (ア) に定める引落とし（前記 4. (4)②オ. (イ) に定める引き落としを除きます）ができなかった場合（手数料決済口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含みます）、当該口座振替請求は取り消されたものとして取扱います。また、当行は資金の引落としができなかったことを契約者に連絡することはいたしません。

カ. 口座振替請求受付時限

当行は契約者に事前に通知することなく口座振替請求受付時限を変更することがあります。

③ 口座振替結果照会の方法

ア. 契約者は、前記 3. (2) に定める当行所定の本人確認手続き終了後に表示される画面において、取引に必要な所定事項を入力することにより取引を依頼するものとします。

イ. 回答後の取消、変更

契約者から照会を受けて当行から回答した内容について、当行が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

④ 取消・変更

口座振替請求の確定後に口座振替請求の取消・変更が必要な場

合、また、契約者が口座振替サービス利用口座への入金ができない場合には、契約者は当行所定の手続を行うものとします。

⑤取引内容の確認

ア. 口座振替請求による取引後、契約者は、前記4.(4)②に定める口座振替結果の取扱内容と依頼内容とを照合するものとします。万一、取引内容に依頼内容との相違がある場合、契約者は、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。

イ. 取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。

(5) 税金・各種料金の払込サービス

①税金・各種料金の払込サービスの内容

税金・各種料金の払込サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼に基づき、契約者が税金・手数料・料金等（以下、「料金等」といいます）の払込手続を行なった日に、税・料金支払指定口座より契約者の指定する金額を引き落とすサービスをいうものとします。税金・各種料金の払込サービスの利用にあたっては、当行所定の払込手数料（消費税を含みます）が必要となる場合があります。

②料金等の払込の方法

契約者は料金等の払込手続を以下の方法で行うものとします。

ア. 払込内容の伝達

契約者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、税金・各種料金の払込サービスの利用権限がある利用者ＩＤを有する利用者に対して表示される画面において、当行所定の収納機関（以下、「収納機関」といいます）から契約者宛別途通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他当行所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報（以下、「納付情報等」といいます）の照会を当行に依頼する方式、または契約者が収納機関のホームページ等において、納付情報等を確認した上で、料金等の支払方法として税金・各種料金の払込サービスを選択し、当該納付情報等を当行に引き継ぐ方式により、払込内容を当行宛に伝達するものとします。

イ. 払込の確認・実行

(ア) 契約者は、前記4.(5)②ア. にて伝達した払込内容に誤りがないことを確認し、当行所定の払込受付時限までに本サービス画面上で実行することによって、払込手続を実行するものとします。

(イ) 払込手続の実行後、契約者は、その結果が表示された画面により手続が完了したことを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続が完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

契約者が当行所定の方法により、利用者ＩＤ毎に承認上限金額を定めている場合は、１回あたりの払込金額が承認上限金額を超える時、その利用者ＩＤにつき払込の手続はできないものとします。

ウ. 払込の完了

(ア) 前記4.(5)②イ. に定める払込の実行手続が完了した場合、当行は、正当な契約者からの払込が完了したものとし、払込指定日に当行所定の方法により料金等の払込手続を行います。

(イ) 前記 4. (5)②イ. に基づく払込の実行後は、払込の取消・変更はできません。

但し、収納機関からの連絡に基づき取り消される場合は、この限りではありません。

工. 払込資金及び払込手数料の引落とし

(ア) 当行は、契約者が支払うべき払込資金及び払込手数料（消費税を含みます）を、税・料金支払指定口座にかかる各種規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに税・料金支払指定口座より引落します。

(イ) 前記 4. (5)②工. (ア) に定める引落としは、払込金額が確定した時点で当行所定の方法で行います。なお、引落日に、税・料金支払指定口座からの引落としが複数あり、その引落しの総額が税・料金支払指定口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座による貸越を含みます）を利用できる範囲内を含みます）を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、払込手続はいたしません。

(ウ) 前記 4. (5)②工. (ア) に定める引落とし（前記 4. (5)②工. (イ) に定める引落としを除きます）ができなかった場合（税・料金支払指定口座の解約、差押など正当な理由による税・料金支払指定口座の支払停止等の場合も含みます）は、当該払込手続は取り消されたものとして取扱います。また、当行は資金の引落としができなかったことを契約者に連絡することはいたしません。

オ. 払込受付時限

当行は契約者に事前に通知することなく払込受付時限を変更することがあります。

③取引内容の確認

ア. 税金・各種料金の払込サービスによる取引後、契約者は、速やかに預金通帳等への記入、または別途送付する当座勘定ご利用明細等により取扱内容を確認するものとします。万一、取引内容、残高に疑義がある場合、契約者は、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。

イ. 取引内容、残高に関し契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。

④領収書の発行

当行は、料金等の払込にかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。納付情報等の内容、収納機関における収納手続の結果その他収納等に関する照会については、契約者が収納機関に直接問い合わせるものとします。

⑤税金・各種料金の払込サービスの利用停止

契約者が当行または収納機関所定の回数を超えて所定の項目の入力を誤った場合は、税金・各種料金の払込サービスの利用が停止されることがあります。税金・各種料金の払込みサービスの利用を再開するには、契約者は、当行または収納機関所定の手続を行うものとします。

⑥税金・各種料金の払込の不成立

前記 4. (5)②工. (ウ) の払込手続の取消のほか、収納機関から納付情報等についての所定の確認ができない場合その他当行が必要と認めた場合は、当該払込にかかる手続は取り消されたものとして取扱います。

⑦サービス取扱日・取扱時間

税金・各種料金の払込サービスの取扱日・取扱時間は、前記 1. (4)

に定めるとおりとしますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行が定める取扱日・取扱時間内でも利用ができないことがあります。

- ⑧税金・各種料金の払込サービスの原因行為からの無因性
税金・各種料金の払込サービスの原因となる契約の内容等は、税金・各種料金の払込サービスに基づく払込の委託契約の成立に影響を与えないものとします。原因となる契約については、契約者が収納機関に直接問い合わせるものとします。

(6) 振込先口座確認サービス

①振込先口座確認サービスの内容

振込先口座確認サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼に基づき、契約者が振込による入金を予定する振込先名義の預金口座（以下、「振込先口座」といいます）への入金ができないことを防ぐ目的（以下、「本利用目的」といいます）において、事前に振込先口座の有無等を、当行において振込先口座が開設された金融機関（以下、「振込先口座開設金融機関」といいます）に確認し、契約者にその確認結果を当行所定の方法により回答するサービスをいうものとします。

また、振込先口座確認サービスの利用にあたっては、別途定める当行所定の手数料（消費税を含みます）が必要となります。

なお、契約者が当行所定の方法により当行に対して行う振込先口座への入金可否等の確認依頼（以下、「振込先口座確認依頼」といいます）に関し、1回毎の依頼により当行が受付可能な件数については、当行所定の件数を上限とします。

②振込先口座確認の依頼方法

契約者は振込先口座確認依頼を以下の方法で行うものとします。

ア. 振込先口座確認依頼の作成

契約者は、3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、振込先口座確認サービスの利用権限がある利用者IDを有する利用者に対して表示される画面において、振込先口座確認依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の振込先口座確認依頼受付時限までに本サービス画面上で振込先口座確認依頼の確定を行うものとします。

イ. 振込先口座確認依頼の承認

(ア) 契約者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、管理専用IDにて承認権限を付与された利用者IDを有する利用者（以下、4.(6)において「承認権限者」といいます）に対して表示される画面において、前記4.(6)②ア.にて確定した振込先口座確認依頼に誤りがないことを確認し、当行所定の振込先口座確認依頼受付時限までに本サービス画面上で承認することによって、振込先口座確認依頼を承認するものとします。なお、前記4.(6)②ア.に定める振込先口座確認依頼の確定手続を行った利用者と承認権限者が同一、かつ確定手続と承認手続が連続して行われる場合は、当該承認手続に関しては前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続を省略するものとします。

(イ) 振込先口座確認依頼の承認後、契約者は承認結果のメッセージが表示された画面により手続が完了したことを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続が完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ウ) 契約者が当行所定の方法により、利用者ID毎に承認上限金額を定めている場合は、1回あたりの振込先口座確認手数料の金額が承認上限金額を超えたとき、承認権限者はその利用者IDにより振込先口座確認依頼の承認を行うことができないものとします。

ウ. 振込先口座確認依頼の完了

(ア) 前記4.(6)②イ. に定める振込先口座確認依頼の承認手続きが完了した場合、当行は、正当な契約者からの振込先口座確認依頼が完了したものとし、当行所定の方法により振込先口座確認手続きを行います。

(イ) 契約者が、前記4.(6)②イ. に定める振込先口座確認依頼の承認手続きに関し、ダブル承認を希望する場合は、当行所定の方法によりダブル承認を「要」と設定するものとします。この場合、1回の振込先口座確認手数料金額が、契約者が当行所定の方法により設定した単独承認上限金額以内の場合を除き、前記4.(6)②イ. に定める振込先口座確認依頼の承認手続きが2名の承認権限者により完了した場合、正当な契約者からの振込先口座確認依頼が完了したものとします。

なお、1回の振込先口座確認手数料金額が単独承認上限金額以内の場合は、前記4.(6)②ウ.(ア)が適用されるものとし、1名の承認権限者の承認手続きをもって正当な契約者からの振込先口座確認依頼が完了したものとします。

(ウ) 前記4.(6)②ウ.(ア)または前記4.(6)②ウ.(イ)に基づく振込先口座確認依頼の完了後は振込先口座確認依頼の取消・変更はできません。

エ. 振込先口座確認手数料等の引落とし

(ア) 当行は、契約者が支払うべき当行所定の振込先口座確認手数料（消費税を含みます）を、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、納税準備預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、契約者が前記2.(2)により届け出たEB手数料決済口座（パソコンバンクWeb21 親仔契約に関する規定に定める親仔契約の場合は、親契約のEB手数料決済口座となります）から当行所定の日に一括して行うものとします。

(イ) 前記4.(6)②エ.(ア)に定める引落としについて、EB手数料決済口座からの引落としが複数あり、その引落としの総額がEB手数料決済口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座による貸越を含みます）を利用できる範囲内を含みます）を超えるとときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、当該振込先口座確認依頼は取り消されたものとして取扱い、または振込先口座確認はいたしません。

(ウ) 振込先口座確認手数料は、振込先口座の確認結果如何によらず、また、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者が当行に振込先口座の確認依頼を行った件数に応じて必要となるものとします。

(エ) 前記4.(6)②エ.(ア)に定める引落とし（前記4.(6)②エ.(イ)に定める引落としを除きます）ができなかった場合（EB手数料決済口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含みます）、当該振込先口座確認依頼は取り消されたものとして取扱い、または振込先口座確認依頼はいたしません。また、当行は資金の引落としができなかったことを契約者に連絡することはいたしません。

オ. 振込先口座確認依頼受付時限

当行は契約者に事前に通知することなく振込先口座確認依頼受付時限を変更することがあります。

カ. 振込先口座確認依頼可能な振込先口座

振込先口座確認サービスで確認可能な振込先口座の種類は、当行所定の口座の種類とします。但し、振込先口座開設金融機関により、確認可能な口座の種類が異なる場合があります。

なお、振込先口座開設金融機関の都合等により、確認できない口座がある場合があります。

③当行における振込先口座の確認方法

ア. 当行は、契約者からの振込先口座確認依頼に基づき、当行所定の方法により振込先口座開設金融機関に対して振込先口座の有無等の確認を依頼します。なお、確認可能な振込先口座開設金融機関は、当行所定のものとします。

イ. 当行は、前記4.(6)③ア. に定める振込先口座開設金融機関への確認の依頼に対する当該振込先口座開設金融機関からの回答内容（以下、「確認結果」といいます）を当行所定の方法により契約者に回答し、所定の期間内に振込先口座開設金融機関から当行に回答がない場合は確認不能として回答します。当該確認結果の内容または当該振込先口座開設金融機関から回答がないことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行には、振込先口座開設金融機関による回答結果について調査等を行う義務はないものとします。

④確認結果の照会方法

ア. 照会依頼の方法

契約者は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、確認結果の照会を行うものとします。当該確認結果に基づいて、本サービス画面上で前記4.(2)①ア. またはイ. にてデータ伝送依頼を行うか、振込先口座のデータをダウンロードのうえ、本サービス以外の当行所定のEBサービスにて振込を行う場合において、振込先口座を確認した後に当該口座に変更等があったために生じた損害について、当行は責任を負いません。

イ. 確認結果の照会可能期間

(ア) 前記4.(6)②イ. に定める振込先口座確認依頼の完了後、確認結果の照会が可能になるまでの期間は当行所定の期間内とします。但し、当該期間は、振込先口座確認依頼内容や振込先口座開設金融機関の都合等により、契約者に事前に通知することなく変動する場合があります。

(イ) 当行は、確認結果を、当行所定の期間が経過した後、契約者による確認結果の照会の有無にかかわらず削除するものとします。

⑤サービス取扱日・取扱時間

振込先口座確認サービスの取扱日・取扱時間は、前記1.(4)に定めるとおりとしますが、振込先口座開設金融機関の取扱日時の変動等により、当行が定める取扱日・取扱時間内でも取扱ができない場合があります。

⑥サービスの利用制限・利用停止

契約者は、振込先口座の確認を、確認後に振込先口座への振込による入金を予定して、利用するものとします。

また、当行は、振込先口座確認依頼の内容が、振込による入金を予定していない等、前記4.(6)①に定める本利用目的以外での利用が懸念されると当行が判断した場合には、振込先口座確

認サービスの利用を停止することができるものとします。利用制限・利用停止により生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 免責事項

(1) 本人確認手段の不正使用等

前記3.(2)に定める本人確認手続を経た後に行った一切の取引について、当行は契約者本人による取引とみなし、ValueDoorID、ValueDoor パスワード、ダウンロードID、初期パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、ICカードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネット及びコンピュータ等の障害等当行の責によらない事由により、本サービスが利用不能となった場合または本サービスの取扱が遅延となった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。

(3) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責によらない事由により、ValueDoorID、ValueDoor パスワード、電子証明書、秘密鍵その他の本人確認手段、取引情報等が漏洩しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 印鑑照合

契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(5) 記録の保存

本サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(6) 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合（当局検査を含みます）、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(7) その他

- ①当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。
- ②当行は、契約者に対して、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- ③当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行の責めに帰すべき事由が

ある場合における当行の損害賠償責任は、純粹に当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限ります。当行はいかなる場合であっても、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。

- ④本規定の他の条項に関わらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ⑤契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

6. 届出事項の変更

(1) 連絡先の届出

当行は契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

(2) 届出事項の変更

申込書による届出事項に変更がある場合、及び本サービスの申込についての届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の書面により取引店宛に届け出るものとします。但し、契約者の電子メールアドレス等当行所定の事項の変更については、契約者の端末により当行に届けることもできるものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 変更事項の届出がない場合の取扱

当行が前記6.(1)の連絡先に宛て通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

(4) インターネットを経由した書面等の交付

当行が契約者に対して各種書面等につき提出・交付・送付・通知する場合は、インターネット上で各種書面等を掲示した時点で、契約者に対して当該各種書面等の提出・交付・送付・通知が行なわれ、契約者に当該各種書面が到着したものとみなします。契約者は、当行所定の方法により各種書面を閲覧する義務を負うものとし、契約者が当該各種画面を閲覧しなかった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 解約等

(1) 都合解約

本利用契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

(2) 解約の効力

当行からの解約の効力は、契約者に通知が到着し、かつ当行所定の解約処理が完了した時点より発生するものとします。当行が前記6.(1)の連絡先にあてて解約通知を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。契約者からの解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約処理を行った時点から発生するものとします。

(3) 申込代表口座、手数料決済口座、サービス利用口座、ValueDoorの解約

申込代表口座、手数料決済口座、ValueDoor が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。ご利用口座が解約された場合には、当該口座にかかるサービスの利用契約のみが解約されたものとみなします。

(4) 本サービスの利用停止

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- ① 契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- ② ValueDoor の利用が停止になった場合（この場合、ValueDoor の利用が停止された利用者ＩＤについてのみ利用停止とすることができるものとします）
- ③ 当行に予め届け出た電子メールアドレスの相違等により、当行から契約者宛に送信した電文が不着になった場合

(5) 本サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、本利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されたものとします。（但し、⑦号に該当する場合には、当行は契約者に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします）

- ① 手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- ② 支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合
- ③ 前記 7. (5)①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
- ④ 解散その他営業活動を休止した場合
- ⑤ 前記 1. (5)に定める手数料等を２ヶ月連続して支払わなかった場合
- ⑥ 申込書または本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合
- ⑦ １年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合（但し、前記 1. (5)に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます）

(6) 本サービスの休止

当行は事前に契約者に通知することなく、本サービスの内容を休止できるものとします。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(7) 解約等時の未処理

本利用契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込等の処理が完了していない取引の依頼について、当行はその処理をする義務を負いません。

8. サービスの停止及び廃止

当行は、90 日前の事前の通知（当行の電子署名を付した電子

データによる通知も含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。但し、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

9. 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、ご利用口座にかかる各種規定、振込規定、口座振替規定、ValueDoor 利用規定、ValueDoor IC カード認証サービス利用規定により取扱います。

10. 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、契約者に変更内容の通知を行うことにより、本規定の内容を変更することができるものとします。契約者は、通知された内容に同意しない場合には、通知の際に定める、1 週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更同意しない旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更同意しない旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。

11. 権利・義務の譲渡・質入の禁止

契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

12. 有効期間

本利用契約の当初有効期間は申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない場合に限り、有効期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

13. 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

パソコンバンクWeb21@Mail (メール通知サービス) に関する利用規定

株式会社三井住友銀行（以下、「当行」といいます）が提供する「三井住友銀行のパソコンバンクWeb21」（以下、「パソコンバンクWeb21」といいます）のパソコンバンクWeb21@Mail（以下、「メール通知サービス」といいます）については、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

1. メール通知サービスの内容

メール通知サービスは、契約者がパソコンバンクWeb21にて当行宛に届け出た取引口座照会サービス利用口座（以下、「サービス利用口座」といいます）について、契約者が操作する端末による依頼にもとづき、契約者の指定する電子メールアドレス宛に、振込入金があったこともしくは契約者があらかじめ設定した口座残高より残高が下回ったこと（以下、「残高割込」といいます）のいずれかまたはその双方を電子メールにてお知らせする以下のサービスをいうものとします。

(1) 振込入金のお知らせ

当行は、契約者の指定するサービス利用口座に振込の入金があった場合、契約者の指定する ValueDoor の利用者 I D（以下、「利用者 I D」といいます）を有する利用者の電子メールアドレス宛に当該振込入金に関する当行所定の事項を当行所定の時間に電子メールにてお知らせします。

なお、契約者の指定するサービス利用口座については、当行所定の預金口座、数に限るものとします。

(2) 残高割込のお知らせ

契約者の指定するサービス利用口座について、契約者が当行所定の手続により設定した残高を下回った場合に、それに関する当行所定の事項を契約者の指定する利用者 I D を有する利用者の電子メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

なお、契約者の指定するサービス利用口座については、当行所定の預金口座、数に限るものとします。

2. 電子メールアドレスの登録等

(1) 電子メールアドレスの登録

契約者がメール通知サービスにおいて登録する電子メールアドレスについて、契約者は、ValueDoor の管理専用 I D（ValueDoor 利用規定第 7 条に定める「管理専用 I D（副）」を含むものとします）にて当行所定の方法により、メール通知サービスを利用させる利用者 I D 毎に電子メールアドレスや当行の電子署名の要否等を登録するものとします。

(2) 通知条件等の設定

メール通知サービスの利用開始にあたっては、当行所定の方法により権限設定を認められた利用者 I D により、電子メールによる通知の対象となるサービス利用口座、通知のあて先となる利用者 I D および通知種別、設定残高等の通知条件等、当行所定の内容（以下、これらを「通知条件等」といいます）を設定するものとします。上記通知条件等の設定後、当行所定の日からメール通知サービスの利用が可能となります。

なお、所定の電子メールによる通知のあて先となる利用者 I D および電子メールアドレスについては、当行所定の数に限るも

のとします。

3. 手数料

メール通知サービスの利用にあたっては、当行所定の月額取扱手数料および消費税が必要となります。この場合、当行は月額取扱手数料および消費税を、パソコンバンクWeb21 利用規定 1.(5)に従い、「E B 手数料決済口座」から、当行所定の日に自動的に引き落とします。

4. 電子メールアドレスの管理、セキュリティ等

- (1) 契約者は、前記 2.(2)にもとづいて登録された電子メールアドレスを契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者（利用者 I D を有する利用者を除く）が使用できない電子メールアドレスを登録するものとします。
- (2) 電子メールアドレスの登録に関し、契約者は、正当な使用権限を有する電子メールアドレスのみを登録するものとします。
- (3) 契約者は、前記 2.(2)にもとづいて契約者が指定した利用者 I D が電子メールアドレスの利用を終了した場合、または、かかる電子メールアドレスの使用権限を喪失した場合には、速やかにかかる電子メールアドレスの登録または利用サービスの設定を、当行所定の手続きにより抹消するものとします。この場合新たに電子メールアドレスを登録するときは、前記 2.(2)および前記 2.(3)に従って手続するものとします。
- (4) 契約者が前記 4.(1)から前記 4.(3)に違反した場合および電子メールの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があった場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (5) 当行は、当行が必要と認める場合、電子メールアドレスの登録の抹消または利用サービスの設定を変更することができるものとします。

5. メール通知サービスの利用開始時期

メール通知サービスの利用開始時期は、当行所定の申込手続完了後の当行所定の日とします。

6. メール通知サービスの申込内容の変更

契約者は、当行所定の方法により、契約者が操作する端末による依頼にもとづき、契約者が指定したメール通知サービスの当行所定の申込内容について、契約者の指定する内容に変更できるものとします。

なお、変更内容については、当行所定の日から適用されるものとします。

7. 電子メールの不着・遅延等

当行が前記 2.(2)および前記 2.(3)にもとづいて登録された電子メールアドレスにあてて電子メールを発信した場合、以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当該電子メールが延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、電子メールの延着、不着のために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

- (1) パソコンバンクWeb21 利用規定 6. または前記 4.(1)から前記 4.(3)にもとづく届出の変更や電子メールアドレスの管理等

を怠る等、契約者の責めに帰すべき事由があったとき。

- (2) 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等があったとき。
- (3) 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。

8. メール通知サービスの利用上の制限

- (1) 当行は、メール通知サービスの電子メールのお知らせ回数その他当行が必要と認める事項について、利用上の制限を設けることができますものとします。
- (2) 振入入金のお知らせにおいて、振込依頼人から振込の取消・変更・組戻しがあった場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、電子メールでお知らせした入金の明細と実際の手続の内容とが異なる場合があります。
- (3) 残高割込のお知らせにおいて、契約者が当行所定の手続によりあらかじめ設定するサービス利用口座の残高には、支払可能残高（当座貸越または総合口座による貸越を含む残高）が適用されるものとします。残高割込のお知らせにおいて、他店券入金や貸越額の変更があった場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、電子メールでお知らせした残高割込のお知らせの内容と実際の手続き内容とが異なる場合があります。なお、残高割込のお知らせは、申込代表口座および契約者の指定するサービス利用口座について、契約者が当行所定の手続により設定した残高を下回った場合に、残高の割込みにかかる事実を上記条件において単に通知するものであり、当行と契約者との間の預金に関する権利義務を生じさせるものではありません。
- (4) 契約者は、パソコンバンクWeb21の取引口座照会サービス、当該預金通帳への記入、別途送付する当座勘定ご利用明細または取引明細書等により正しい取引内容を確認するものとします。
- (5) 契約者は、メール通知サービスで当行よりお知らせした電子メールに対する返信・照会を行わないものとします。
- (6) サービス利用口座が解約された場合には、当該口座にかかるメール通知サービスの利用契約も解約されたものとみなします。メール通知サービスの解約は当行所定の手続（後記9.に定めます）によるものとします。
- (7) 契約者は、前記8.(1)から前記8.(6)を了承の上、メール通知サービスを利用するものとし、前記8.(1)から前記8.(6)のために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

9. メール通知サービスの解約等

メール通知サービスの解約等については、パソコンバンクWeb21 利用規定7. が準用されるものとします。また、契約者と当行との間のパソコンバンクWeb21に関する契約が解約等により終了した場合は、メール通知サービスについても自動的に終了するものとします。

10. 規定の準用等

本利用規定に定義のない用語の定義および本利用規定に定めのない事項については、パソコンバンクWeb21 利用規定により

取扱います。

11. 規定の変更等

当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、契約者に変更内容の通知を行うことにより、本利用規定の内容が変更できるものとします。契約者は通知された内容に同意しない場合には、通知の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更同意しない旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更同意しない旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。

以上

パソコンバンクWeb21 モバイルサービスに関する利用規定

株式会社三井住友銀行（以下、「当行」といいます）が提供する「三井住友銀行のパソコンバンクWeb21」（以下、「パソコンバンクWeb21」といいます）のモバイルサービスについては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

1. モバイルサービスの内容等

(1) モバイルサービスの内容

モバイルサービスは、契約者の占有・管理する端末（後記1.(2)に定義します）による依頼にもとづき、契約者がパソコンバンクWeb21にて当行宛に届け出たご利用口座について、以下のことを行うサービスをいいます。

①取引口座照会サービス

②振込振替サービス

③承認サービス

（②、③をあわせて「資金移動サービス」といいます）

(2) 利用環境

インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた携帯電話（以下「携帯端末」といいます）を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

2. 本人確認

(1) 本人確認手段

モバイルサービスの利用にあたっては、ValueDoor 利用規定第4条に定める ValueDoor 認証のパスワード認証または電子認証を本人確認手段として利用するものとします。

但し、資金移動サービスでの承認手続の際の本人確認手段は、ValueDoor 認証の電子認証に限られるものとします。

(2) 本人確認手続

モバイルサービスの利用にあたっては、ValueDoor にログインするものとし、ログインした時点でまず本人確認を行います。本人確認方法は、前記2.(1)に加え、ValueDoor 利用規定第5条に定める本人確認方法が適用されるものとします。

(3) ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、携帯端末等の管理

① ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、その他の本人確認に必要なものは、第三者（利用者IDを有する利用者を除く。以下同じ）に推測されやすい番号は避け、第三者に開示しないしは知られないように、契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。また、携帯端末についても、盗難、紛失等により第三者に使用されたり、その情報が第三者に知られないように、厳重に管理するものとします。

② ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、携帯端末その他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、契約者は当行宛直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。

③前記2.(3)①、②にかかわらず、ID、パスワード、電子証明書、秘密鍵、携帯端末その他の本人確認に必要なものが、第三者に利用され、または携帯端末にある情報が第三者に知られたこと等により、契約者に生じた損害については、当行は責任を

負いません。

3. 提供サービス

(1) 取引口座照会サービス

①取引口座照会サービスの内容

取引口座照会サービスは、契約者の占有・管理する携帯端末による依頼にもとづき、契約者がパソコンバンクWeb21にて当行宛に届け出た当行所定の取引口座照会サービス利用口座について、残高照会、入出金明細、振入金明細照会等の各口座情報を、パソコンバンクWeb21 利用規定4.(1)に定める手続により提供するサービスをいうものとします。

取引口座照会サービスのうち残高照会を利用できる携帯端末は、当行所定の手続を行った携帯端末に限定されます。

(2) 振込振替サービス

振込振替サービスは、契約者の占有・管理する携帯端末による依頼にもとづき、依頼日当日に、支払指定口座より契約者の指定する金額を引落としの上、入金指定口座への振込または振替を、パソコンバンクWeb21 利用規定4.(3)に定める手続により、行うサービスをいうものとします。振込振替サービスの利用にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税を含みます）が必要となります。

振込振替サービスを利用できる携帯端末は、当行所定の手続を行った携帯端末に限定されます。

(3) 承認サービス

承認サービスは、契約者の占有・管理する携帯端末による依頼にもとづき、パソコンバンクWeb21 利用規定4.(2)に定める総合振込データ伝送または給与／賞与データ伝送について、パソコンバンクWeb21 利用規定4.(2)②イ. に定めるデータ伝送依頼の承認手続を行うサービスをいうものとします。なお、承認サービスにおいて個人地方税納付データ伝送の承認手続はできません。

承認サービスを利用できる携帯端末は、当行所定の手続を行った携帯端末に限定されます。

4. 手数料

モバイルサービスの利用にあたっては、当行所定の月額取扱手数料および消費税が必要となります。この場合、当行は月額取扱手数料および消費税を、パソコンバンクWeb21 利用規定1.(5)に従い、「E B 手数料決済口座」から、当行所定の日に自動的に引き落とします。

5. モバイルサービスの解約等

モバイルサービスの解約等については、パソコンバンクWeb21 利用規定7. が準用されるものとします。また、契約者と当行との間のパソコンバンクWeb21 に関する契約が解約等により終了した場合は、モバイルサービスについても自動的に終了するものとします。

6. 規定の準用

本利用規定に定義のない用語の定義および本利用規定に定めのない事項については、パソコンバンクWeb21 利用規定により取扱います。

7. 規定の変更等

当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、契約者に変更内容の通知を行うことにより、本利用規定の内容が変更できるものとします。契約者は通知された内容に同意しない場合には、通知の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意であったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。

以上

パソコンバンクWeb21 親子契約に関する規定

1. 仔契約に関する内容

- (1) 法人向けインターネットバンキング「パソコンバンク Web21」（以下、「Web21」といいます）を利用する際、既存の Web21 契約を親契約として同一の企業コード（E B 契約者を特定、判別するコード）を使用すること。
- (2) Web21 利用の際、同一企業コードを使用することにより、親契約申込者（以下、「甲」といいます）と仔契約申込者（以下、「乙」といいます）それぞれが契約した利用口座を相互に閲覧・利用することが可能になること。

2. 甲は乙が株式会社三井住友銀行（以下、「丙」といいます）との間に Web21 の利用契約を交わす際、甲が丙との間で既に交わした Web21 利用契約の仔契約とすることを許諾します。

3. 上記 1. 2. の取扱いに関し、万一紛議が生じた場合には、甲乙はいっさいの責を負い、丙に迷惑をかけないものとします。

以上

パソコンバンクWeb21 受取人マスタ保管件数追加サービスに関する利用規定

株式会社三井住友銀行（以下、「当行」といいます）が提供する「三井住友銀行のパソコンバンクWeb21」（以下、「パソコンバンクWeb21」といいます）の契約者（以下、「契約者」といいます）が受取人マスタ保管（後記 1. (1)に定義します）の保管件数を追加するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

1. サービスの内容

- (1) 受取人マスタ保管とは、契約者が、契約者の占有・管理する端末による依頼に基づき、パソコンバンク Web21 のデータ伝送サービス及び振込振替サービスを利用するにあたり、当行所定の件数の振込先及び納付先に関する情報（受取人名、受取人口座の銀行名、支店名、科目、口座番号等）を当行において保管することをいいます。
- (2) パソコンバンク Web21 受取人マスタ保管件数追加サービス（以下、「本サービス」といいます）とは、当行が、当行所定の件数の受取人マスタ保管件数を超えて、契約者の受取人マスタ保管を行うサービスをいいます。

2. 本サービスの申込

本サービスの申込にあたっては、パソコンバンク Web21 の申込及び「パソコンバンク Web21 受取人マスタ保管件数追加サービス申込書」（以下、「申込書」といいます）による申込が必要です。

3. 手数料

本サービスの利用にあたっては、契約者が希望する受取人マスタ保管の保管件数に応じて、当行所定の月間取扱手数料及び消費税が必要となります。この場合、当行は取扱手数料及び消費税を、パソコンバンク Web21 利用規定 1. (5)に従い、「E B 手数料決済口座」から当行所定の日に自動的に引落します。

4. 解約

本サービスの解約等については、パソコンバンク Web21 利用規定 7. が準用されるものとします。また、契約者と当行との間のパソコンバンク Web21 に関する契約が解約等により終了した場合は、本サービスについても自動的に終了するものとします。

5. 規定の準用

本利用規定に定義のない用語の定義及び本利用規定に定めのない事項については、パソコンバンク Web21 利用規定により取扱います。

以上

